

事前に提出された地方公共団体からの質問等

● 健全化法のスケジュール等全般

(指標の公表等)

- 総務大臣告示部分の内容と公布予定（日程）とについてご教示願いたい。
算出フォーマット提供の日程についてご教示願いたい。
20年度の公表時期と、公表までのスケジュールについて、ご教示願いたい。
- 19年度の実質公債費比率の状況について、総務省で19年9月7日に公表されている。19年度決算から「4つの指標」については、健全化法第3条第1項の規定により各団体で監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告し、公表することとなるが、19年度決算について、決算統計により算定される指標（実質公債費比率等）における総務省及び県の公表についても、財政健全化法第3条第4項及び第5項に基づく公表となるか。（市町村で議会に報告、公表する前に国で決算統計による速報値として実質公債費比率等を今年度と同様に公表するのか。）
- 議会への報告については、政省令において特段の規定が設けられていないが、報告内容（どのレベルまで報告するか）や報告方法（常任委員会や決算特別委員会への報告とするか、等）は各自治体の裁量に委ねられているということか？
- 健全化判断比率については、健全化法第3条第1項により監査委員の意見を付し議会に報告したうえで公表することとされているが、健全化法における国への報告義務とは別に地方財政状況調査において各指標の報告を求める予定があるのかご教示いただきたい。
- 健全化法の4指標については、平成19年度決算より比率算定することとなった。これまで実質公債費比率については、決算統計の作成作業の中で算定することとなっていたが、他の指標についても同様の取扱いとなるのか。
普通会計ベースの決算統計だけでは将来負担比率の算定に必要なデータはそろわないことが想定されるが、指標の算定・公表に係る来年度の具体的な

スケジュールや算定作業の進め方について、早急にお示しいただきたい。

また、地方公共団体が十分な作業日数を確保できるようなスケジュールとなることを要望する。

- 健全化判断比率、資金不足比率の公表の時期等について、「一定の目安等を示すことを検討している」とお聞きしているが、固まったお考え等があれば、ご説明いただきたい。
 - ・ 各地方公共団体が公表する時期
 - ・ 各市町村の健全化判断比率等の概要を都道府県知事が公表する時期
 - ・ 各都道府県・市町村の比率等の概要を総務大臣が公表する時期

- 実質公債費比率等については、現在も総務省、県等で記者発表等を行っているが、法に規定する「公表」とは別に、こうした「事実上の公表」を行うことについて、何らかのお考えがあれば、お聞かせいただきたい。
(各団体が監査委員の意見を付し議会へ報告する前に公表されることになるから不適當ではないか、等)
 - ・ 例えば、実質公債費比率については、平成18年度、19年度においては起債協議制との絡みで、9月上旬に地方債課が記者発表を行っている。
 - ・ 決算統計の速報記者発表等において、経常収支比率等と同様、実質赤字比率等についてコメントをする可能性がある。

- 健全化判断比率の報告・公表の時期については、いつ頃を想定しているのか。11月15日総務省説明会資料4のP.11で「比率の報告時期については、一定の目安等を示すことを検討している」という記載があるが、今後通知等で示されるのか。財政健全化（再生）計画の実施状況については、9月30日までに議会に報告し、かつ公表しなければならないと明記されているので、早期健全化団体や財政再生団体については、比率の報告・公表は9月30日より前に行うことになるとと思われる。前述から考えると、早期健全化団体・財政再生団体以外の団体についても、8～9月頃に議会へ報告・公表すると考えて良いか。また、平成19年度決算に基づく健全化判断比率の公表等の時期については、いつ頃を想定しているのか。

- 健全化判断比率の報告・公表の様式については、省令様式等を参考にして、各団体独自で作成するのか。

- 省令にある「総務大臣が定める…」というものの内容については、いつご

ろ通知されるのか。そうした通知含め、今後 19 年度決算を公表するまでの大まかなスケジュールを教えてください。

○現在のところ、

- ・ 連結実質赤字比率及び資金不足比率算定の際に控除する解消可能資金不足額の算定方法
 - ・ 実質公債費比率へ反映させる都市計画税の算定方法
 - ・ 将来負担比率の算定方法
- が確定していないが、これらは、3月末までには明らかになるのか。

○ 健全化法第 3 条第 4 項において、都道府県知事は、県内市町村の健全化判断比率の概要について公表することとされているが、総務省が各都道府県に対して、当該公表に関する留意事項（公表様式の記載例、公表時期の目安等）を明示する予定はあるのか。予定があれば、内容についてご教示願いたい。

○ 比率の議会への報告時期は、決算議案とともに報告されることを想定されているとのことであるが、決算議案の議会審議が 11 月の場合、比率の報告も 11 月でよいか。

（算定フォーマット等）

○ 総務省令で「総務大臣が定める基準により・・・」などとある場合の基準はいつ示されるのか？また、実際の算出方法を具体的に定めた「手引き」は、いつごろ出来上がるのか？

（公営企業（特に宅地造成事業の販売土地の時価評価方法など）の資金不足比率の算出については、そろそろ準備を始めないと間に合わなくなる場合もあるので、できるだけ早めに作成していただきたい。）

その他、今後、本法関係で総務省より提示されるものとしてどのようなものが予定されているのか？また、その時期はいつ頃か？

○ 指標を算定するための共通フォーマットや算定手引書については、いつ頃頂ける予定なのか。

○ 省令第 22 条に基づく健全化判断比率等の報告様式は示されたが、当該比率等の算定に係るフォーマットや算定要領（手引書）はいつごろ示されるのか。早期にお示し願いたい。

- 決算統計において、健全化法に関連した見直しを予定されているか。特に、国の説明会において、健全化判断比率に係る共通の算定フォーマットを配布するという説明があったが、当該算定フォーマットを決算統計（普通会計、公営企業会計）に反映する予定があるのか、ご教示願いたい。また、健全化判断比率に係る共通の算定フォーマットの配布時期をご教示願いたい。

- 健全化判断比率等（一般）

- 標準財政規模の額は、健全化法第2条第1項において「地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額」とされているが、

地方債協議制度における実質公債費比率の算定にあたっては、地方債課長通知（H18.5.1付け総財地第151号）において、標準的な規模の収入額には臨時財政対策債発行可能額を含む、とされていることから、

① 標準的な規模の収入の額＝標準財政規模

② 標準的な規模の収入の額＝標準財政規模＋臨時財政対策債発行可能額の、2通りの考え方があるように思われる。

健全化法の政省令では、標準財政規模の額について、特段の説明箇所はなかったように思うが、指標算定に大きな影響を与える部分であると思うので、御説明願いたい。

- 実質赤字比率

- 一般会計等に係る各会計の純計によることとされているが、純計の方法は決算統計の例によることとしてよいか。（通常、会計間の重複を控除するだけなら、収支に異動をきたさないが、決算統計上の印刷事業特別会計の処理法によれば、歳入：繰越金及び歳出：繰上充用金を考慮しない分だけ、純計の前後で収支が変動する。）

- 実質公債費比率

- 健全化法における「一般会計等」は、各団体の一般会計及び特別会計の存在を前提に、決算統計における「普通会計」に相当する範囲の会計を指すものであるが、健全化法においては、現実に法的に存在している会計を単位に算定するため、一般会計の中の特定の事業に係る収支を抽出し、独立の特別

会計として取り扱うような統計的処理（いわゆる想定企業会計）を行っていない。（10月26日時点「ご意見等に対する総務省の見解」より）

ここで、実質公債費比率について、「実質公債費比率等について（総財地第150号総務省自治財政局地方債課長通知）」によると、「普通会計」の概念が出てきているが（「公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金」等）、健全化法施行により、対象とする会計が変わることになるのか。

- 健全化判断比率のうち、実質公債費比率と将来負担比率の算定に際しては、分子からは、都市計画税のうち地方債の償還金に充てることが出来る額として総務大臣の定める基準により算定した額を控除することと説明会等でされ、将来負担比率については、規則15条4号によりその旨規定されたが、実質公債費比率については、現在までの所関係法令の改正等が行われていない。この点については説明会の際と取扱いに変更はなく、今後関係法令等の整備がなされると解してよろしいか。
- 都市計画税については、実質公債費比率や将来負担比率で特定財源として反映されることになるが、算定方法については、年度内に出される「総務大臣の告示」に明記されるのか。それとも、実質公債費比率については、平成19年6月14日付総財地第150号地方債課長通知「実質公債費比率等について」のような形で通知があるのか。
- 算定にあたり、都市計画税を特定財源として取り扱うことを検討いただいているところであるが、具体的な算入方法についての現時点での検討状況と今後のスケジュールについてお示しいただきたい。
- 都市計画税の算入方法について具体的に説明していただきたい。
- 将来負担比率（債務負担行為）
- 省令第8条第3項第6号については、どのような経費を想定されているのか。

実質公債費比率では、地方債課長通知で地財法5条経費に係る元金補給を算入することとしていることから、元金補給は算入するものとする。

実質公債費比率ではすべからず算入する利子補給については、地財法5条経費に係るもののみ算入すべきと考えるが読めるがいかがか。

○ 割賦取得のための債務負担行為と事業資金借入金のための損失補償額はそれぞれ債務負担行為と損失補償額として将来負担に計上すべきと回答されているが、後年度に一括取得予定の債務負担行為に係る事業資金借入金のための損失補償額も利息も含め、損失補償債務評価基準に基づき債務負担行為額とは別途計上することとなるか。

○ 国営土地改良事業に係る市町村の負担金について、債務負担行為を設定している団体と設定していない団体とがあり、将来負担比率の算定上、不公平が生じるおそれがある。(実質公債費比率では現に不公平が生じている)
既に負担金の支出を行っている場合もあり、どのように対応すべきか。

● 将来負担比率(退職手当負担見込額)

○ 省令第11条の退職手当支給予定額のうち基本額の算定は、職員一人一人に係る予定額の緻密な積み上げか、平均給料月額を用いるなどの概算でもよいか。

● 将来負担比率(公社・三セク負担見込額)

○ 法第2条4項のへによると、設立法人以外のために債務を負担している場合における当該債務の額が将来負担比率の対象となっていますが、設立法人の借入に対する債務保証額は、将来負担比率の対象にならないということでしょうか。

(土地開発公社)

○ 土地開発公社に係る依頼土地について、債務負担行為を設定している場合は、省令第8条第5項により「土地の取得に要する経費の支出予定額」として将来負担額に算入され、債務負担行為を設定していない場合は、省令第12条第2項により「設立法人の負債」として将来負担額に算入されることとなっている。

ここで、省令第12条第2項においては、負債の額から「設立団体からの借入金の額のうち当該年度以降に返済する額を除く」こととなっているが、省令第8条第5項においては、このような規定がない。このため、依頼土地の買戻しに全額債務負担行為を設定しており、かつ、設立団体が長期貸付を行っている団体は、債務負担行為を設定しておらず、長期貸付を行っている団体より数値が不利になると考えられるが、いかがか。

- 土地開発公社について、金融機関等からの借入金に係る設立団体の債務保証額は、11月15日総務省説明会資料2(参考資料)の②で「当該土地の取得に係る土地開発公社の債務に対する当該団体の保証契約の保証額を、当該依頼団体の将来負担に算入」という記載があり、将来負担額に算入するようになっていたが、省令では「債務保証額」という記載がないので、省令第12条第2号のどの部分で読むのか。

(三セク等)

- 損失補償の算定方法についてWT検討資料である『「損失保証債務等評価基準(案)と論点」への地方公共団体からの意見』にあるように「算定方式の選択は各地方公共団体の判断に任せられるのか。」
「第2「1」では「次のいずれかの方法によって算定する」とあるにもかかわらず、「7」には「財務諸表等評価方式と外形事象評価方式で評価の低い区分による」とあることについての整合性について説明していただきたい。

- 将来負担比率(充当可能基金)

- 将来負担比率の算定に用いる「地方債現在高」及び「基金残高」は、法律上いずれも「当該年度の前年度末」の数値を用いることとしているが、基金残高にあつては、試算照会時には3月31日時点の数値を報告することとされていた。

地方債現在高は、出納整理期間中の発行・償還を含め、基金残高は、出納整理期間中の異動を含めないという理解でよいか。また、基金が3月31日時点で歳計現金に繰替運用(年度は超えない)している場合、省令第14条に規定する「現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等」に含めてよいか。

- 将来負担比率(充当可能特定財源)

- 土地開発公社から市町村が一般単独事業債を起債して土地を買戻し、当該土地を民間に貸し付ける場合は、賃借料は施行規則第十五条第五号に該当し、「特定の歳入見込額」として控除できるか。

- 省令第15条第2号の貸付金の償還が見込まれる額の算定基準をご教示いただきたい。損失補償を付した第三セクターに関しては、同第12条第5号に係る基準(現在WTで検討中)との関係はどうか。

- 算定にあたり、都市計画税を特定財源として取り扱うことを検討いただい

ているところであるが、具体的な算入方法についての現時点での検討状況と今後のスケジュールについてお示しいただきたい。

● 資金不足比率

- 健全化法においては、第2条第1号で「地方公共団体」を「都道府県、市町村及び特別区に限る」としているが、第4章への適用は除外されている。したがって、任意で地方公営企業法の財務規定を適用している一部事務組合の会計については、資金不足比率を算定する必要があるとの理解でよいか。

(解消可能資金不足額)

- 省令第6条にある解消可能資金不足額は、「いずれかの方法により算定」となっているが、例えば法適用事業の場合、1号、2号、4号の対象となる事業が各号で異なることはあるのか、若しくは各号いずれかの算定方法を選択できるのか教えていただきたい。また、省令第6条3項に「必要な事項は、総務大臣が定める」とあるが、いつ頃わかるのか教えていただきたい。
- 解消可能資金不足額の算定方式のうち、施行規則第6条第1項第5号については、「累積償還・償却差額算定方式」「減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式」「個別計画策定方式」のいずれにも該当しないと思われるが、「総務大臣が定める事業」、「総務大臣が定める基準」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(宅地造成事業) 資金不足比率以外を含む

- 宅地造成事業の資金不足比率算定において、販売用の宅地を黒字要素として算入することになっているが、BS上、流動資産でも固定資産でもない、中間勘定となっている販売用宅地(完成宅地・未成宅地)は、どちらに区分されるのか？
- 省令第4条の「販売経費等見込額」並びに同第9条の「造成販売経費等見込額」及び「近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算もしくは減算した額」の算定方法についてご教示いただきたい。
- 規則第4条第1項の「販売経費等見込額」は、造成費や造成後の維持管理経費を含まずに、測量、鑑定、広告など販売に必要な直接的な経費及びこれらに直接従事する人件費を含むと解釈してよろしいか。またその定義を通知等で示す予定はあるか。

- 規則第9条第2号中の算式においては、「A 借入資本金の額と負債の額の合算額」から「C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額」と「E 未売出土地の完成後販売見込額」を差し引くこととなっているが、「C 資産」に宅地造成事業における資産の勘定区分である「土地造成勘定」が含まれていないと解さないと、「A 負債等の額」から「E 未売出土地の完成後販売見込額」が二重に控除されることとなる。「C 資産」の解釈についてご教示いただきたい。

- 販売用不動産の時価評価の区分について
 - ・ 販売区域(地区)により、異なる算定方法を選択することは可能か？
 - ・ 年度により異なる算定方法を選択することは可能か？(継続性は必要か？)

- 省令第9条第2号 未売出土地の算定について
 - ・ 「販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額」と「近傍類似の土地の価格の変動を勘案して算定する額」の算出はどちらか一方でよいのか？又は、帳簿価額を含めた三者で比較していずれか少ない額とするのか。
 - ・ 近傍類似の土地の価格の変動は何時時点の何により定めるのか。(販売用不動産の時価評価の算定方法に準ずるのか。又は、近傍類似の土地の近年の取引事例を参考に販売単価を算出するのか。)
 - ・ 近傍類似の土地の価格に当該年の1月1日を基準日とした近傍類似の公示価格を用いることは可能か。(時点修正は行わない)